

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業実施要領

第1 目的

府民の健康寿命の延伸を図るため、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点作りを推進することを目的とし、「平成26年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、地域の実情に沿ったセルフメディケーションに関するモデル事業を実施する。

第2 実施主体

実施主体は、大阪府とする。ただし、大阪府は、事業を委託することができる。

第3 実施期間

事業の実施期間は、施行日から平成27年3月31日までとする。

第4 事業内容

事業内容は、要綱で定める次に掲げるものとする。

- (1) 健康相談拠点モデル事業の実施
- (2) 報告書の作成

第5 協議会

大阪府は、第4の事業の実施にあたり外部有識者等との意見交換を行うため大阪府薬局健康情報拠点推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

協議会は、別に定める設置要綱に基づき運営する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は協議会において定める。

附 則

この要領は、要綱で定める事業の開始する日から施行する。